

〔写〕

日本高野連発第5589号
平成9年8月4日

県高等学校野球連盟

会 長 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 牧 野 直 隆

元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置の改正について

当連盟では先般から、「元プロ野球関係者の現職教諭に関する特別措置」について、その適正調査に必要な在職年数の短縮を検討しておりましたが、去る7月8日開催の日本学生野球協会審査室会議において、従来の高等学校教諭在職年数5年を2年に短縮する原案が承認されましたので、通知いたします。

今後は、この在職年数2年を経過した元プロ野球関係者が審査の対象となり得ます。なお申請手続き方法は、従来通り変更はありません。

記

「元プロ野球選手の現職教諭に関する特別措置について」

日本学生野球憲章第10条に定める規定による適性審査で、プロ野球退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団関係者は、当該校長の申請により当該高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会審査室においてその適性審査を行う。

(補足事項)

1. 教諭歴のうち実習助手、非常勤講師としての在職期間は通算年数に加えることはできない。

以 上

〈 参 考 資 料 〉

〔高等学校教諭に関する特別審査（資格審査）〕

- ・ 昭和59年2月17日 教諭歴通算10年以上として施行
- ・ 平成6年2月25日 通算5年以上に改正
- ・ 平成9年7月8日 通算2年以上に改正

〔元プロ野球関係者の大学特別コーチ〕

- ・ 昭和48年8月10日 年3回、1回につき3週間以内として施行
- ・ 平成7年2月24日 母校に限り回数や期間の制限をなしとするように改正
- ・ 平成9年7月8日 上記の「母校に限り」という制限をなくした

①大学の野球部は大学野球部出身者である元プロ野球関係者の特別コーチを受け
ることができる。

但し、この規定は特別コーチであってアマチュア資格を取得したものではないので、連盟の役員、部長、監督などに就任することはできない。

②大学の野球部が高等学校野球部出身者である元プロ野球関係者の特別コーチを受け
る場合は、年3回、1回につき3週間（1回に受けられるコーチ
は3名以内とし、1人1週間ずつとすることができる）を限度に当該
大学野球部の申請により所属大学野球連盟、全日本大学野球連盟を経て日本学
生野球協会の許可を受けたものに限り特別コーチを受けることができる。

アマチュア復帰資格審査

▷アマチュア復帰資格審査

- ①昭和33年12月31日までに最終球団を退団し、日本野球連盟(社会人)か全日本軟式野球連盟の一方いずれかのアマ資格を取得している元プロ野球団関係者に限り日本学生野球協会において適性審査を行う。
- ②プロ野球団の職員については退団年月日に関係なく、退団後に日本学生野球協会において適性審査を行う。
- ③元プロ野球関係者がアマ資格取得後にまたプロ野球に復帰し、退団して再びアマ資格の申請はできない。
- ④プロ野球団退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団関係者は当該学校長の申請により当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て日本学生野球協会においてその適性審査を行う。(高等学校教諭に関する特別審査)

『補足事項』

教諭歴のうち実習助手、非常勤講師としての在職期間は通算年数に加えることはできない。